

平成 29 年 7 月 27 日

中・高校生の新たな居場所づくりについて

1 新たな居場所づくりに向けて

(1) 中・高校生の居場所の現状と課題等

- 現在、中・高校生が地域の中で利用できる施設は、中・高校生対象施設であるゆう杉並の他には、児童対象施設である児童館と、一般区民対象施設である地域区民センター、体育館、図書館等があります。
- 児童館は、地域児童館を中心に、地域中・高校生委員会の活動をはじめ、中・高校生の居場所の提供と自主活動を支援するなど、地域に密着した健全育成支援を展開していますが、近年、乳幼児親子と小学生の利用が大幅に増加する中で、中・高校生の利用は 1 日平均約 3 人（児童館利用者数の 2% 程度）に止まっており、十分に機能が果たせない状況にあります。
- また、地域区民センターや体育館は、中・高校生の利用はほとんどなく、図書館におけるヤングアダルトコーナーの利用も総じて少ない状況にあります。
- 一方で、少子化や核家族化、都市化の進展によって、児童の成長・発達にとって必要な他者や地域との関係性が薄れ、このことが青年期における社会的自立に影響していると言われていた中で、特に、思春期から青年期に直結する中・高校生の時期において、地域（家庭や学校以外の場）での経験や体験、他者と交流ができる機会を意識的・意図的に増やしていくことが求められています。
- そして、不登校やひきこもり等、何らかの課題を抱えた青少年に対する相談支援等の機能を持つ居場所づくりについても、現代社会の大きな課題の一つとなっています。

(2) この間の居場所づくり検討の経緯

- 平成 25 年 9 月、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」（以下「懇談会」という。）における意見等を踏まえて「中・高校生の新たな居場所づくり」に関する区の基本的な考え方をまとめ、「区立施設再編整備計画」（平成 26 年 3 月策定）において、児童館施設の再編にあわせて中高生の新たな居場所づくりを進めていくことを計画化しました。

■ 「中・高校生の新たな居場所づくり」に関する区の基本的な考え方について

これからの時代にふさわしい中・高校生の新たな居場所づくりについては、以下の基本的な考え方に基づき、区立施設再編整備計画の中で、当事者である中・高校生を含む幅広い区民の意見を聴きながら、検討・具体化を図ることとする。なお、不登校やニート等に至らないまでも何らかの課題を抱えた若者に対する相談支援等の機能を持つ居場所づくりについても、別途、検討を進めるものとする。

- (1) 設置場所は、交通アクセスの観点から可能な限り駅に近い場所を基本とし、区内の鉄道交通網や地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。
- (2) 設備としては、軽飲食のできる「談話スペース」、バスケットボール、ダンス等ができる「スポーツエリア」、若い世代向けの本や雑誌のある「図書コーナー」、「パソコン・学習室」、「音楽スタジオ」を想定しつつ、周辺施設が持つ

機能などの地域特性を踏まえて検討する。

- (3) 開設時間は、中学生は 19 時位、高校生は 21 時位まで利用できるよう、居場所の運営方法等と併せて検討する。また、利用料は、原則として無料、または中・高校生が利用しやすい料金設定とするよう検討する。
- (4) 整備・運営については、中・高校生が大学生等の若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法を検討する。
- (5) 以上に基づいて新たな居場所づくりを進める中で、同じく中・高校生を対象とした施設である「ゆう杉並」の運営等についても必要な見直しを図るよう検討する。

- その後、区立施設の再編整備の進捗状況とともに具体的な設置場所等を検討し、平成 28 年 11 月、「区立施設再編整備計画」の改定にあたって、移転後の永福体育館跡地及び統合後の杉並第八小学校跡地に設置する地域コミュニティ施設と図書館の複合スペースを活用する方向で調整することとしました。
- 永福体育館跡地及び杉並第八小学校跡地を含む中・高校生の新たな居場所の基本方針については、今年度中の策定に向けて検討を進めています。

2 基本方針（案）の概要

(1) 基本的事項

- 新たな居場所は、中・高校生と地域との関係を緊密にしていくことを主眼に、学習や読書習慣の醸成、社会性の向上、自己肯定感の醸成等、教育と福祉が連携した新たな居場所づくりを目指し、地域コミュニティ施設及び複合化される施設内のスペースを活用して整備を進める。
- 中・高校生の利用が促進されるよう、遊びやスポーツ・文化活動、学習活動など中・高校生のニーズにあった利用環境を整備するとともに、いつでも気軽に集える場となるよう、中・高校生が専用又は優先的に利用できるスペースや時間帯等を設定する。
- また、懇談会で問題提起された何らかの課題を抱えた中・高校生に対する居場所づくりの一つとしても活用できるよう、SSWや福祉事務所、子ども家庭支援センター等との連携を図る。

(2) 目的・機能・役割等

- 中・高校生同士がいつでも気軽に集い交流できる場とするとともに、地域コミュニティ施設の特徴を活かし、他の世代（特に中・高校生に近い大学生等青年期の世代）との交流ができる場とする。また、中・高校生の時期に自らも居場所を利用していた大人が居場所を訪れ、中・高校生と交流できるような循環型の居場所づくりを進める。
- また、図書館を併設する施設においては、新たな居場所と図書館におけるヤングアダルトコーナーの取組等を融合し、中・高校生の図書館利用を促進する。
- 中・高校生に対し、自ら企画・立案する遊びや運動、地域連携・地域支援、自己実現等の自主企画の活動について、グループ化の手助けやファシリテート等を行い、自己肯定感を醸成するとともに、豊かな人間関係や社会ルール等を身に付けさせ、地域社会への

参加・参画を促進する。

- 不登校・ひきこもり等の困難を抱える中・高校生にとって、家庭や学校以外の居心地の良い居場所となるよう、関係機関と連携し、他者や地域との関係性を育む場とする。
- また、地域内の中学校・高等学校との連携を密にし、不登校・ひきこもり等の予防的対応を行う。

(3) 事業

- 中・高校生の健全な居場所づくり
- 学習活動や読書活動の支援
- 仲間づくりや自己実現等の自主企画活動の支援
- 地域住民との交流活動等のプログラム提供
- 何らかの課題を抱えた中・高校生に対する関係機関と連携しての支援
- 中・高校生が施設の事業や利用方法等に意見表明や参画ができる仕組みづくり

(4) 地域との協働（地域連携等）

- 中・高校生と地域との関係性を強める観点から、居場所における事業は地域住民等との協働・連携（例えば、整備段階における地域関係者や団体等からの意見聴取や居場所を活用した地域の NPO 等が行う青少年健全育成支援活動、学習・読書支援活動の実施など）により進める。
- また、中・高校生の社会的自立を支援していく上で、ロールモデルとなる人物との交流が効果的であることから、ロールモデルとして特に、中・高校生から青年期に直結している大学生との交流（学習支援やピアサポート等）を効果的に促進できるよう、区内大学等との連携を図る。
- 教育と福祉との連携を強めるとともに、地域の特性（地域の社会資源）を活かした協働による取組を進めるため、学校や関係機関・地域関係者等との情報交換や連絡体制等を構築するなど、エリア内のネットワークづくりを進める。

3 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年度	中・高校生の新たな居場所の基本方針を決定
平成 29 年度～30 年度	永福体育館跡地における地域コミュニティ施設の設計 既存施設解体工事
平成 31 年度～32 年度	建設工事
平成 33 年度	施設開設と同時に居場所の事業を実施

平成 29 年 7 月 27 日

(仮称) 永福三丁目複合施設の整備方針等について

1 整備概要

- 所在地 杉並区永福三丁目 51 番 17 号
- 敷地面積 約 2,200 m² (今後、測量を実施する。)
- 用途地域 第一種低層住居専用地域 (一部近隣商業地域)
- 延床面積 約 2,800 m² (地上 3 階建)
- 付属物件 防火水槽 (約 100 m³)、消防団倉庫

2 整備方針

(1) 施設コンセプト

- 「複合化する施設が連携することで、学びや地域活動を通じて、世代を超えて様々な人と人がつながり、新たな交流を生み出す施設」

(2) 整備する施設

① 図書館・地域コミュニティ施設

- 老朽化している永福図書館を移転するとともに、多世代が利用できる集会施設である地域コミュニティ施設を新たに整備する。
- 図書館では、併設施設である地域コミュニティ施設でも広く図書資料を利用できるようにするなど、施設全体で図書館サービスの向上を図る。
- 地域コミュニティ施設には、集会室、ダンスや音楽等にも利用できる多目的室、談話等に利用できるラウンジを設け、交流や地域づくりの活動拠点としていく。また、ラウンジの一部には、中・高校生向けの図書を置くなど、放課後等の時間帯に多目的室の一部とあわせて中・高校生の居場所としても活用できるよう整備する。
- なお、複合施設内に乳幼児親子の居場所にもなる乳幼児室を設け、図書館のあかちゃんおはなし会などの事業のほか、子ども・子育てプラザの乳幼児親子向けプログラムや講座等を実施する。

② 保育所

- 地域の保育需要に的確に対応するため保育所を整備する。この保育所は、老朽化に伴う大宮保育園を改築する際の仮設園舎として活用する。その後、保育需要に応じて、永福北保育園の移転先又は同保育園の改築中の仮設園舎として活用する。

③ その他

- 西永福駅及び井の頭通り至近という立地条件を踏まえ、施設を災害時帰宅困難者一時滞在施設とし、災害備蓄倉庫等を整備する。合わせて、既存の防災市民組織の消火ポンプを格納するスペースを確保する。
- 防火水槽については、現在と同程度の貯水量 (約 100 m³) を確保するとともに、消防団の倉庫については、敷地内に存置する。